

「昭和村土砂等による埋め立て等の規制に関する条例」を制定しました

近年、有害物質を含む建設残土などが埋設されたことを原因とする土壌汚染の事例が全国で判明しています。このような状況を受け、村でも、土壌汚染を防ぐための条例を制定しました。7月1日からの施行に先立ち、条例の概要を紹介します。

条例の目的

土砂等による埋立て等について、周辺地域の住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落を心配する声が増えています。このため、村民の生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止することを目的としています。

用語の説明

土砂等：土砂や土砂に混入または付着したもののこと
埋立て等：土地の埋立て、盛り土などで、土砂等の堆積を行うこと
小規模特定事業：土砂等による埋立て等を行う区域の外から搬入された土砂等を使用して行われる埋立て等の面積が500㎡から3,000㎡未満の事業のこと

許可までの流れ



※例外的に許可が不要なものもあります。詳しくは役場にお問い合わせください。

費用等について

- 新規の許可申請に必要な費用は3万円です。
- 変更の許可申請に必要な費用は2万円です。

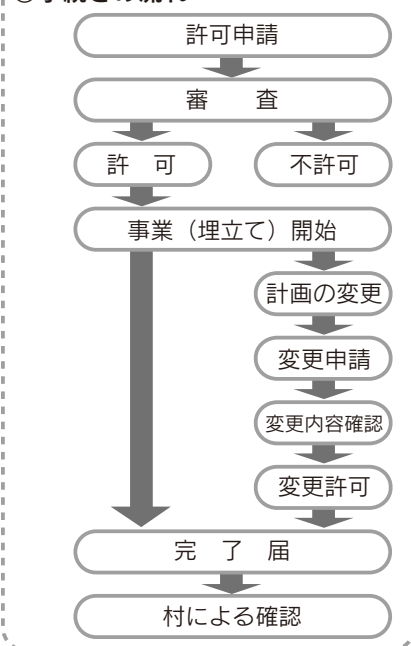
許可の取消し

改善命令などに違反した場合や、偽りなど不正の手段による許可、事業者が欠格事由に該当した場合などは、小規模特定事業の許可が取消しとなります。

刑罰について

措置命令違反、無許可事業、無許可変更は2年以下の懲役または100万円以下の罰金、搬入禁止命令違反、改善命令違反は1年以下の懲役または100万円以下の罰金、搬入事前届出義務違反などは50万円以下の罰金、警備変更届出義務違反などは30万円以下の罰金となります。

◎手続きの流れ



端午の節句

昭和村ボランティアガイドの会
会長 角田 勝美

四月に入ると、昔のように多くはありませんが、鯉職や、絵職などがはためく風景を見ることが出来ます。

それは、五月五日の端午の節句が間近なことや、親の願いなどを現しています。

では、この節句をなぜ「端午の節句」というのでしょうか、調べてみますと、中国では、端は、はじめ、午は馬で、各年の端午の午は、五月で、午と五は同音なので、同意と考え、五月五日を「端午の節句」と、特定するようになったとのことです。
また、旧暦の五月は、新暦の六月に相当し梅雨期で蒸し暑く、悪月と称されました。

この端午の節句が日本に伝えられたのが、奈良・平安時代で物忌月といわれ、宮廷の重要な行事として、菖蒲や蓬を使って身を清め邪気を払う習わしが行われました。

その後、衰退しましたが、江戸期に入ると復活、男の子の節句となり、将軍・大名などが鯉職や絵職などを外に立てた

り、兜や鎧、人形などを室内に飾って、逞しく健やかな成長を願いました。

また、魔除けとされる粽を西日本では作り、東日本では、新芽が出るまで古い葉は落ちない縁起の良い柏の葉で、柏餅を作りました。そして、一般庶民も端午の節句を盛んに祝うようになり、鯉を紙で作って、竹ざおの先にと付けた鯉職が、流行しました。

この様に、年中行事には、意味や歴史があります。柏の木は、古い家では屋敷に植えられていました。左の写真は、今も私の庭にある推定二百年から三百年の柏の木です。

柏の木は、今どのくらい残っているでしょうか、端午の節句を祝いながら、親子で話し合ってみてはと、思います。



地域包括支援センターだより

地域にとって大切な場所、サロンの活性化を目指して！

第5回きずなサポーター会議(2月23日開催)での感想

赤城高原ふれあいサロンより

約10年間の活動が認められ、赤谷区、追分区より助成金をいただきました。老人会や若妻会がなくなる中、みんなが喜んで集う筋トレサロンをこれからも頑張っけて欲しいと区長から話がありました。



「何にも特別なことはやってないんだよ」と笑顔の大竹朝子さん

貝野瀬いきいきサロンより

昨年8月のきずなサポーター会議で紹介されたフラダンスを、さっそく10月に楽しみました。参加者がいつもとはちょっと違う笑顔になりました。



フラダンスを一緒に踊る貝野瀬いきいきサロンのきずなサポーター

森下中組元気サロンより

何度やっても大爆笑の「歌に合わせたポール回し」を紹介。体験したきずなサポーターからは、「とても楽しかった」「自分のサロンでもやってみてみたい」という声が多数聞かれました。



森下中組元気サロンで大人気のポール回しを体験するきずなサポーター

次回きずなサポーター会議は、4月27日(金)午前9時半～ 地域活性化センター



地域包括支援センターはサロンを応援しています！